

※基本協定書は、本事業の対象施設ごとに締結いたします。
※従って、下記の●●●については、各対象施設の名称等が記載される想定です。

「●●●プロジェクト」に関する基本協定書（案）

久米島町（以下「本町」という。）と〇〇〇（以下「優先交渉権者」という。）は、「●●●プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）の事業化に向けた詳細協議を行うため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 本町及び優先交渉権者は、本プロジェクトの事業化に向けて、対等・信頼の関係を基本とし、本プロジェクトのコンセプト実現に向けて協議するものとする。

（協定の期間）

第2条 協定の期間は、協定締結日から、本プロジェクトに関する公募要領「6.（1）③事業に係る契約の締結」にて定める本町と優先交渉権者が締結する事業に係る契約等の締結日（以下「契約等」という。）までとする。

（本町の役割）

第3条 本町は、本プロジェクトの検討・協議のための事務局兼連絡窓口を設置する。
2 本町は、本プロジェクトの事業化に向けて必要な調査・検討・庁内調整を行う。

（優先交渉権者の役割）

第4条 優先交渉権者は、本町との連絡調整の窓口を設置する。
2 （グループでの提案の場合）優先交渉権者の代表企業は、グループ内の構成企業との情報共有を行う。
3 優先交渉権者は、本プロジェクトの事業化に向けて必要な調査・検討を行う。
4 優先交渉権者は、グループ内の構成企業に追加・変更等が生じた場合は速やかに町に連絡する。

（費用の負担）

第5条 事業化に向けた協議にかかる費用のうち、本町に生じた費用は本町が、優先交渉権者に生じた費用は優先交渉権者がそれぞれ負担する。

（秘密の保持）

第6条 優先交渉権者は、本プロジェクトの協議に際し、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
2 前項の規定による秘密の保持は、協定の期間が終了した後も同様とする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 優先交渉権者は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ本町の承認を受けた場合は、この限りでない。

(協議の方法)

第8条 協議は、原則として優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとする。ただし、協議の中で生じた内容変更を妨げるものではない。

(協定の解除)

第9条 本町は、優先交渉権者が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除し、契約等を締結又は成立させないことができる。

- (1) 契約等としての効力発生の前に優先交渉権者が本プロジェクトに関する公募要領に規定する参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 前号のほか、優先交渉権者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (3) 第2条の期間内であっても、優先交渉権者が本町からの事業化のための詳細協議への参加に応じず、本協定の目的を達成できないと本町が認めたとき。

(事業化の条件)

第10条 事業化にかかる予算案や契約等案が久米島町議会で否決された場合、社会情勢の急変等の事由が生じた場合や、事業に活用する予定であった各種交付金・補助金等の申請等が調わなかった場合には、事業化しないものとする。ただし、その事由が解消したときは、優先交渉権者と協議の上、再度事業化を図るものとする。

(契約等締結不調の場合の処理)

第11条 事由のいかんを問わず、契約等の締結又は成立に至らなかった場合には、本協定は解除されるものとする。その場合の本町及び優先交渉権者に本事業の準備のために生じた費用は各自の負担とし、本町及び優先交渉権者は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、本町と優先交渉権者の協議により定める。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、本町と優先交渉権者が各自1通を保有する。

令和 年 月 日

久米島町

代表者 久米島町長

印

優先交渉権者

所在地

名称

代表企業

印